

第 669 回兵庫地方最低賃金審議会

日時：令和 6 年 7 月 19 日(金) 10:00～

場所：神戸クリスタルタワー16 階

第 3 共用会議室

(神戸市中央区東川崎町 1 - 1 - 3)

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 兵庫県特定最低賃金の改正の必要性の諮問等について
- (2) 特定最低賃金の改正の必要性の有無にかかる審議の進め方について
- (3) 事業場からの意見聴取について
- (4) 実地視察の報告について
- (5) その他

3 閉 会

資料目次

資料No.1：令和6年度 特定最低賃金申出状況一覧表

資料No.2：各申出書の写し（抜粋）

資料No.3：各申出書の合意労働者数、適用労働者数及び最低賃金に関する協
定書の金額等一覧表

資料No.4：説明資料（特定最低賃金編 ダイジェスト版）

資料No.5：その他資料

令和6年度 特定最低賃金申出状況一覧表

兵庫労働局

最低賃金の件名		塗料製造業	鉄鋼業	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	自動車小売業
受理日		6.6.25	6.6.25	6.6.25	6.6.24	6.6.25	6.6.25	6.7.4
申出の内容		改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正
申請ケース	労働協約							
	公正競争							
適用労働者数	[分母A]	1,577	21,417	47,317	44,874	13,773	1,827	15,386
合意労働者数	[分子B]	643	9,464	18,004	22,501	6,023	1,040	5,775
		(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)	(協約適用労働者数)
合意割合	B/A × 100%	40.8%	44.2%	38.0%	50.1%	43.7%	56.9%	37.5%
最も低い金額	労働協約(時間額)	1,100円	1,204円	1,113円	1,121円	1,206円	1,055円	1,086円
	公正競争(時間額)							
	算定の方法	時間額の定めによる	月額190,200円を月間労働時間(158時間)で除した値	月額170,000円を月間労働時間(152.6666時間)で除した値	月額180,900円を月間労働時間(161.36時間)で除した値	月額193,000円を月間労働時間(160時間)で除した値	月額168,800円を月間労働時間(160時間)で除した値	月額169,100円を月間労働時間(155.8333時間)で除した値
現在適用の特定最低賃金額(自動車小売業は地賃)		1,048円	1,065円	1,035円	1,002円	1,075円	1,002円	1,001円
今年度の労働協約の最も低い額との差額		+ 52円	+ 139円	+ 78円	+ 119円	+ 131円	+ 53円	+ 85円
申出者		関西化学エネルギー産業労働組合 西ペイント労働組合	兵庫県本部 日本基幹産業労働組合連合会	兵庫県本部 JAM山陽産業労働組合連合会	電機連合兵庫地方協議会	兵庫県本部 日本基幹産業労働組合連合会	JAM山陽	自動車総連兵庫地方協議会

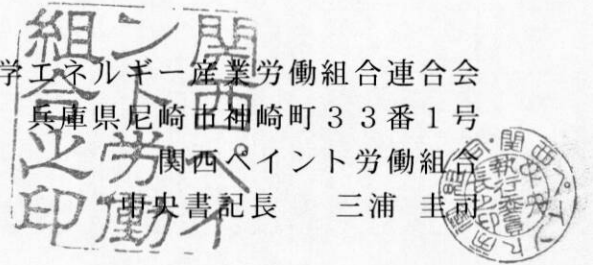
各申出書の写し（抜粋）

1. 塗料製造業
2. 鉄鋼業
3. はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
4. 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業
5. 輸送用機械器具製造業
6. 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
7. 自動車小売業

兵庫労働局長
赤松 俊彦 殿

2024年6月25日

日本化学エネルギー産業労働組合連合会
兵庫県尼崎市神崎町33番1号
関西ペイント労働組合
中央書記長 三浦 圭司



申 入 書

最低賃金法第15第1項の規定により、兵庫県塗料製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申出る。

記

- 1、申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
兵庫県において、塗料製造業を営む使用者に使用される労働者1,577名
- 2、改定の決定を申し出る最低賃金の件名
兵庫県塗料製造業最低賃金
- 3、申し出の内容
上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4、申し出の理由
兵庫県において、塗料製造業を営む使用者に使用される労働者は1,577名であり、そのうち643名が最低賃金に関する労働協約の適用を受けている状況を踏まえて、上記2、に掲げる最低賃金の改正の決定を申し出るものである。

労働協約上の賃金の最も低い額	=	1,100円/時間額
現在適用されている法定最低賃金額	=	1,048円/時間額

- 5、添付書類
①労働協約の写し ②申出合意書及び委任状 ③兵庫県における塗料製造事業の事業所と労働者数の概算及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数 ④所定労働時間数及び所定労働日数



以上

令和6年6月25日

兵庫労働局
局長 赤松 俊彦 殿

兵庫県神戸市灘区岩屋中町4丁目4番8号
日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部
委員長 北川 宜孝



申 出 書

最低賃金法第15条1項の規程により、兵庫県特定最低賃金（鉄鋼業）の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者 21,417名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県鉄鋼業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	=	9,464名
兵庫県における鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者数	=	21,417名
	=	44.2%→3分の1以上

(最も低い) 労働協約の金額 = 190,200円/月額、9,510円/日額、1,204円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 1,065円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約（最低賃金に関する確認書または覚書）の写し
- ② 申出に関する合意（合意者一覧表）及び申請代表者に対する委任書（各組合の委任書）
- ③ 兵庫県における鉄鋼業の労働者数の概数及び、この内、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の内訳
- ④ 最低賃金協定月額ならびに月間所定労働日数・月間所定労働時間



以 上

令和6年6月25日

兵庫労働局長
赤松俊彦殿

神戸市中央区中町通4-1-19

JAM山陽

執行委員長 中庭隆博

神戸市灘区岩屋中町4-4-8

基幹労連兵庫県本部

委員長 北川宜孝

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業の特定最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者47,317人

2. 改定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 18,004人

兵庫県におけるはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 47,317人

最も低い労働協約の金額 時間額 1,113円

最も高い労働協約の金額 時間額 1,350円

5. 添付書類

① 労働協約の写し

② 申し出代表者に対する委任状（申し出を行うことについての合意を含む）

③ 兵庫県下における、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者の概数

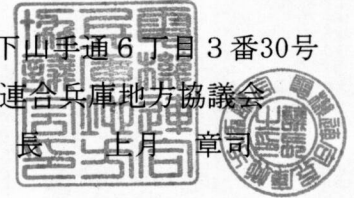


以上

令和6年6月24日

兵庫労働局
局長 殿

神戸市中央区下山手通6丁目3番30号
電機連合兵庫地方協議会
議長 上月 章司



申 出 書

最低賃金法第15条の第1項の規程により、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第16条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	22,501名	= 50.1% > 概ね 1/3以上
兵庫県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 (最も低い)労働協約の金額 = 1,121円/時間額 現在適用されている法定最低賃金額 = 1,001円/時間	44,874名	

5. 添付書類

①労働協約の写、②申出合意書及び委任状、③兵庫県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、④所定労働時間数および所定労働日数



以上

令和6年6月25日

兵庫労働局
局長 赤松 俊彦 殿

兵庫県神戸市灘区岩屋中町4丁目4番8号
日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部
委員長 北川 宜孝



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、兵庫県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 13,773名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金

3. 申出内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 6,023人

兵庫県における輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 13,773人

=43.7%→3分の1以上

(最も低い) 労働協約の金額= 1,206円/時間

現在適用されている法定最低賃金額= 1,075円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し

②申出合意者及び委任状

③兵庫県下における輸送用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数
及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

④所定労働時間数及び所定労働日数



以 上

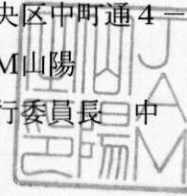
令和6年6月25日

兵庫労働局長
赤松俊彦殿

神戸市中央区中町通4-1-19

JAM山陽

執行委員長 中庭隆博



申 出 書

最低賃金法第15条1の規定により、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

兵庫県において、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者1,827人

2. 改定を申し出る最低賃金の件名

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定決定を求めるものである。

最低賃金額については、最低賃金法15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,040人

兵庫県における計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 1,827人

最も低い労働協約の金額	時間額	1,055円
-------------	-----	--------

最も高い労働協約の金額	時間額	1,165円
-------------	-----	--------

5. 添付書類

① 労働協約の写し

② 申し出代表者に対する委任状（申し出を行うことについての合意書を含む）

③ 兵庫県下における計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業の事業所と当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数



以上

令和 6 年 7 月 4 日

兵庫 労働局長
赤松 俊彦 殿

自動車総連 兵庫 地方協議会
川岸 満

申 出 書

最低賃金法第 15 条の 1 の規定により、兵庫県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
兵庫県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 15,386 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
兵庫県自動車小売業最低賃金
3. 申し出の内容
上記 2 の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第 15 条の 2 に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
 - (1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上に達していること。
 - (2) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 5,775 名
兵庫県における自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 15,386 名
 $= 5,775 >$ 概ね 3 分の 1 以上
労働協約の金額 = 1,086 円/時間額
現在適用されている法定最低賃金額 = 1,001 円/時間



5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 申し出合意書及び委任状
- ③ 兵庫県における自動車小売業の事業所数と労働者数の概数及び当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数

以上

**各申出書の合意労働者数、適用労働者数及び
最低賃金に関する協定書の金額等一覧表**

- 1 塗料製造業
- 2 鉄鋼業
- 3 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
- 4 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業
- 5 輸送用機械器具製造業
- 6 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
- 7 自動車小売業

(注) 事業場名、労働組合名は個別情報保護のため、アルファベット順の記号に置き換えている。

令和6年度 合意労働者数
産業別 : 塗料製造業
ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	249
2	B社		有	66
3	C社	b労働組合	有	154
4	D社	c労働組合	有	76
5	E社	d労働組合	有	61
6	F社	e労働組合	有	14
7	G社	f労働組合	有	23
合 計				643

令和6年度 最低賃金協定額

産業別 : 塗料製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日 数)	最低賃金協定額[円]			備考 (前年時間額比較)
				月額	日額	時間額	
1	A社	150.00	7.5 (20日)		9,375	1,250	+ 100
2	B社						
3	C社	155.65	7.75 (20.08日)			1,100	+ 90
4	D社	151.25	7.5 (20.17日)			1,120	+ 120
5	E社	150.0	7.5 (20.0日)			1,200	+ 140
5	F社	149.6	7.42 (20.16日)	172,026	8,533	1,150	+ 150
6	G社	150.0	7.5 (20.0日)			1,190	+ 110

令和6年度 合意労働者数

産別名 : 鉄鋼業
 ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	1,300
2	B社	b労働組合	有	633
3	C社	c労働組合	有	680
4	D社		有	323
5	E社	d労働組合	有	2,938
6	F社	e労働組合	有	135
7	G社	f労働組合	有	379
8	H社		有	26
9	I社	g労働組合	有	1,254
10	J社	h労働組合	有	307
11	K社	i労働組合	有	368
12	L社	j労働組合	有	289
13	M社	k労働組合	有	237
14	N社	l労働組合	有	437
15	O社		有	131
16	P社		有	27
合 計				9,464

令和6年度 最低賃金協定額

産別名 : 鉄鋼業

ケース : 労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日 数)	最低賃金協定額[円]			備考 (前年時間額比較)
				月額	日額	時間額	
1	A社	158.39	(20.4日)	210,000		1,326	+ 194
2	B社						
3	C社	157.5	(20.4日)	212,560	10,420	1,350	+ 216
4	D社						
5	E社						
6	F社	157.7	(21.8日)	220,000	10,092	1,396	+ 264
7	G社	159.3	(19.9日)	204,000	10,252	1,281	+ 170
8	H社						
9	I社	158.3	(21.6日)	201,000	9,306	1,270	+ 133
10	J社	158.23	(21.83日)	211,500	9,688	1,337	+ 190
11	K社	157.5	(20.4日)	210,560	10,322	1,337	+ 203
12	L社	158.0	7.8333 (20日)	190,200		1,204	+ 89
13	M社	159.0		215,000		1,352	+ 188
14	N社	157.5	(20.4日)	204,500	10,025	1,298	+ 183
15	O社						
16	P社						

令和6年度 合意労働者数

産業別 : はん用・生産用・業務用機械器具製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	決議(合意)書の有無	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	有	544
2	B社	b労働組合	有	有	280
3	C社	c労働組合	有	有	64
4	D社	d労働組合	有	有	179
5	E社	e労働組合	有	有	375
6	F社	f労働組合	有	有	474
7	G社	g労働組合	有	有	1,054
8	H社	h労働組合	有	有	513
9	I社	i労働組合	有	有	132
10	J社	j労働組合	有	有	1,862
11	K社	k労働組合	有	有	2,793
12	L社	l労働組合	有	有	3,674
13	M社	m労働組合	有	有	1,893
14	N社	n労働組合	有	有	576
15	O社	o労働組合	有	有	990
16	P社	p労働組合	有	有	1,050
17	Q社	q労働組合	有	有	353
18	R社	r労働組合	有	有	1,198
	合計				18,004

令和6年度 最低賃金協定額
 産業別 : はん用・生産用・業務用機械器具製造業
 ケース : 労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日 数)	最低賃金協定額[円]			備考 (前年時間額比較)
				月額	日額	時間額	
1	A社		8 (20日)			1,115	+ 75
2	B社	153.4	7.67 (20日)	180,000		1,173	+ 99
3	C社	156.816	7.92 (19.8日)	177,300	8,955	1,130	+ 50
4	D社	153.89583	7.25 (20.75日)	173,200	8,347	1,126	+ 53
5	E社	156.29425	7.75 (20.167 日)	184,500		1,180	+ 9
6	F社	159.33		180,620		1,134	+ 46
7	G社	152.6666		170,000		1,113	+ 39
8	H社	155		182,000		1,172	+ 45
9	I社	160.64	8 (20.08日)	189,600	9,442	1,180	+ 62
10	J社	157.5	(20.4日)	212,560	10,420	1,350	+ 216
11	K社	159.3		198,600		1,247	+ 90
12	L社	159.3		198,600		1,247	+ 90
13	M社	160	(20日)	193,000		1,206	+ 81
14	N社	160	(20日)	193,000		1,206	+ 81
15	O社	160	(20日)	193,000		1,206	+ 81
16	P社	160		193,000	9,650	1,207	+ 82
17	Q社	160	(20日)	193,000	9,650	1,206	+ 76
18	R社	162.64	8 (20.33日)	185,000	9,099	1,137	+ 37

令和6年度 合意労働者数

産業別 : 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	247
2	B社	b労働組合	有	141
3	C社	c労働組合	有	277
4	D社	d労働組合	有	34
5	E社	e労働組合	有	283
6	F社	f労働組合	有	288
7	G社	g労働組合	有	205
8	H社	h労働組合	有	1,885
9	I社	i労働組合	有	665
10	J社	j労働組合	有	286
11	K社	k労働組合	有	775
12	L社	l労働組合	有	496
13	M社	m労働組合	有	140
14	N社	n労働組合	有	110
15	O社	o労働組合	有	1,657
16	P社		有	
17	Q社	p労働組合	有	1,700
18	R社	q労働組合	有	580
19	S社	r労働組合	有	781
20	T社	s労働組合	有	1,365
21	U社	t労働組合	有	2,350
22	V社		有	
23	W社		有	

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
24	X社	u労働組合	有	4,408
25	Y社	v労働組合	有	297
26	Z社	w労働組合	有	123
27	AA社	x労働組合	有	222
28	AB社	y労働組合	有	54
29	AC社	z労働組合	有	580
30	AD社	aa労働組合	有	335
31	AE社		有	
32	AF社		有	
33	AG社	ab労働組合	有	715
34	AH社	ac労働組合	有	206
35	AI社	ad労働組合	有	292
36	AJ社	ae労働組合	有	802
37	AK社		有	
38	AL社		有	
39	AM社	af労働組合	有	202
合 計				22,501

令和6年度 最低賃金協定額

産業別：電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業

ケース：労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]			備考 (前年時間額比較)
				月額	日額	時間額	
1	A社	153.70	7.75 (19.84日)	184,000		1,197	+ 69
2	B社	153.70	7.75 (19.84日)	184,500		1,200	+ 72
3	C社	153.70	7.75 (19.84日)	184,500		1,200	+ 72
4	D社	153.70	7.75 (19.84日)	184,500		1,200	+ 72
5	E社	153.70	7.75 (19.84日)	184,500		1,200	+ 59
6	F社	153.70	7.75 (19.84日)	184,500		1,200	+ 47
7	G社	155.00	7.75 (20.00日)	184,500		1,190	+ 71
8	H社	155.00	7.75 (19.84日)	184,500		1,190	+ 62
9	I社	153.70	7.75 (19.83日)	184,500		1,200	+ 71
10	J社	161.36	8.00 (20.17日)	185,000		1,147	+ 62
11	K社	154.38	7.75 (19.92日)	184,500		1,195	+ 66
12	L社	154.38	7.75 (19.92日)	184,500		1,195	+ 66
13	M社	155.62	7.75 (20.08日)	180,000		1,157	+ 63
14	N社	154.30	7.75 (19.91日)	184,500		1,196	+ 55
15	O社	155.00	7.75 (20.0日)	185,500		1,197	+ 78
16	P社	155.00	7.75 (20.0日)	185,500		1,197	+ 78
17	Q社	155.00	7.75 (20.0日)	185,500		1,197	+ 78
18	R社	155.00	7.75 (20.0日)	185,500		1,197	+ 78
19	S社	155.00	7.75 (20.0日)	185,500		1,197	+ 78
20	T社	155.00	7.75 (20.0日)	185,500		1,197	+ 78
21	U社	155.00	7.75 (20.0日)	185,500		1,197	+ 78
22	V社	155.00	7.75 (20.0日)	185,500		1,197	+ 78
23	W社	155.00	7.75 (20.0日)	185,500		1,197	+ 78

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日数)	最低賃金協定額[円]			備考 (前年時間額比 較)
				月額	日額	時間額	
24	X社	155.00	7.75 (20.0日)	185,500		1,197	+ 78
25	Y社	153.45	7.75 (19.8日)	185,500		1,209	+ 90
26	Z社	155.00	7.75 (20.17日)	183,500		1,184	+ 96
27	AA社	155.00	7.75 (20.0日)	187,000		1,206	+ 119
28	AB社	161.36	8.0 (20.17日)	180,900		1,121	+ 80
29	AC社	155.00	8.0 (20.0日)	185,500		1,197	+ 78
30	AD社	154.35	7.75 (19.92日)	184,500		1,195	+ 66
31	AE社	154.35	7.75 (19.92日)	184,500		1,195	+ 66
32	AF社	154.35	7.75 (19.92日)	184,500		1,195	+ 66
33	AG社	154.00	7.75 (20.0日)	184,500		1,198	+ 79
34	AH社	155.16	7.75 (20.02日)	184,500		1,189	+ 70
35	AI社	154.38	7.75 (19.92日)	184,500		1,195	+ 66
36	AJ社	155.00	7.75 (20.0日)	184,500		1,190	+ 71
37	AK社	155.00	7.75 (20.0日)	184,500		1,190	+ 71
38	AL社	155.00	7.75 (20.0日)	184,500		1,190	+ 71
39	AM社	156.666	7.8333 (20.0日)	184,500		1,178	+ 71

令和6年度 合意労働者数

産業別 : 輸送用機械器具製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	取組協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	905
2	B社		有	1,143
3	C社		有	3,177
4	D社	b労働組合	有	621
5	E社	c労働組合	有	177
合 計				6,023

令和6年度 最低賃金協定額

産業別：輸送用機械器具製造業

ケース：労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日 数)	最低賃金協定額[円]			備 考 (前年時間額比較)
				月額	日額	時間額	
1	A社	160	(20日)	193,000		1,206	+ 81
2	B社						
3	C社						
4	D社	159.3		198,600		1,246	+ 89
5	E社	152	(19日)	190,000		1,250	+ 125

令和6年度 合意労働者数

産業別 : 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	543
2	B社	b労働組合	有	497
合計				1,040

令和6年度 最低賃金協定額

産業別 : 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業

ケース : 労働協約

	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日 数)	最低賃金協定額[円]			備考 (前年時間額比較)
				月額	日額	時間額	
1	A社	160	8 (20日)	168,800	8,440	1,055	+ 40
2	B社	158.6666	8 (19.83日)	185,000		1,165	+ 9

令和6年度 合意労働者数
産別名 : 自動車小売業
ケース : 労働協約

番号	事業所名	労働組合名	最賃協定の有無	労働者数
1	A社	a労働組合	有	275
2	B社	b労働組合	有	958
3	C社	c労働組合	有	270
4	D社	d労働組合	有	246
5	E社	e労働組合	有	1,178
6	F社	f労働組合	有	1,007
7	G社	g労働組合	有	505
8	H社	h労働組合	有	825
9	I社	i労働組合	有	350
10	J社	j労働組合	有	161
合 計				5,775

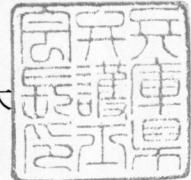
令和6年度 最低賃金協定額
産別名 : 自動車小売業
ケース : 労働協約

番号	事業所名	1ヵ月所定 労働時間 [時間]	1日所定労働 時間[時間] (月所定日 数)	最低賃金協定額[円]			備考 (前年時間額比較)
				月額	日額	時間額	
1	A社	155.83		169,100	7,958	1,086	+ 32
2	B社			171,000	8,016	1,106	+ 51
3	C社	156.25		185,000	8,880	1,184	+ 5
4	D社			200,000		1,100	
5	E社	159.18	(21日)	185,900	8,852	1,167	
6	F社	157.5	(21日)	180,000	8,571	1,142	
7	G社	163.3	(20.4日)	196,900		1,233	
8	H社	162.05	(20.19日)	196,100	9,378	1,210	+ 70
9	I社	162	(20.7日)	202,800	9,797	1,251	
10	J社	158.125	(21.09日)	192,500	9,128	1,217	

兵弁相談発第128号
2024年(令和6年)6月28日

兵庫県地方最低賃金審議会 御中

兵庫県弁護士会
会長 中川 勘 太



会長声明のご送付について

当会は、2024年(令和6年)6月27日付で下記の会長声明を公表いたしました。

ここに会長声明をご送付申し上げますので、趣旨をご理解賜り、よろしくご検討下さいますようお願い申し上げます。

記

目安制度によらない地域別最低賃金の大幅引き上げと
中小企業への十分な支援を講じることを求める会長声明

以上



目安制度によらない地域別最低賃金の大幅引き上げと 中小企業への十分な支援を講じることを求める会長声明

2024年（令和6年）6月27日

兵庫県弁護士会
会長 中川 勘太

第1 声明の趣旨

- 1 中央最低賃金審議会に対し、目安制度によることなく地域別最低賃金の大幅な引き上げを促すことを求める
- 2 兵庫県地方最低賃金審議会に対し、兵庫県地方最低賃金の大幅な引き上げを答申することを求める
- 3 厚生労働省に対し、最低賃金引き上げに伴う中小企業への十分な支援を直ちに講じるように求める

第2 声明の理由

- 1 2011年における兵庫県の最低賃金は739円、東京都の最低賃金は837円であり、最低賃金格差は98円であったが、2023年の兵庫県の最低賃金は1001円、東京都の最低賃金は1113円となったことから、最低賃金格差は112円となって1.14倍へと拡大している。また、2011年における兵庫県の最低賃金は739円と大阪府の最低賃金は786円であり、最低賃金格差は47円であったが、2023年には兵庫県の最低賃金は1001円、大阪府の最低賃金は1064円となったことから最低賃金格差は63円となって1.34倍へと拡大している。

このような地域格差の拡大が継続すると、高い賃金を求めて兵庫県から東京都へと転居し、あるいは転居せずとも高い賃金を求めて兵庫県に隣接する大阪府で就労すること等により兵庫県の労働力が県外へと流れ、兵庫県の労働力不足につながる懸念される。

また、現在の地域別最低賃金の目安制度では、県北地域と隣接する最低賃金900円の鳥取県の目安がCランクであるのに対し、淡路地域と隣接する最低賃金896円の徳島県の目安が兵庫県と同じくBランクである。

このように、ランクと最低賃金が逆転することで目安制度が実質的に考慮されていない地域もある。一方、先に指摘したとおり、Bランクとされる兵庫県の最低賃金は全国加重平均である1004円を下回り、Aランクの大阪との地域格差が拡大する状態も続いており、目安制度の存在する意義自体が不明確である。

さらに、最近の調査では、地方では、自動車保有による維持費用の支払を余儀なくされることもあり、都市部と地方との間で、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費にはほとんど差がないことが確認されている。したがって、兵庫県においても、県北・淡路等の地域と神戸・阪神・播州等の地域を考慮することなく、全ての地域において等しく大幅な最低賃金の引上げが必要である。

よって、地域格差の解消のためには、目安制度によることなく、全ての地域に対し、Aランクと同等の地域別最低賃金の大幅な引上げを促すべきである。

- 2 昨今の為替の影響により、食料品や光熱費など生活関連商品やサービスの価格が一斉に上昇し続けている。2020年（令和2年）基準の消費者物価指数の2024年（令和6年）5月分の総合指数は108.1（生鮮食品の指数は123.1）であり、前年同月比2.8%の上昇が確認されている。

現在の兵庫県の最低賃金額は1001円であり、この賃金では、フルタイム（1日8時間、週40時間、月173時間）で働いたとしても、月収約17万3173円、年収約207万円程度に止まり、物価高の現在では、単身者の生活費としても十分とはいえず、ましてや、賃金のみで子どもを育てることは到底困難であって、大幅引上げは必須である。そもそも、最低賃金は、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回ることは許されず、全ての労働者の生活を保障するため、今年度の兵庫県地方最低賃金については、消費者物価指数の上昇率を大きく超える引上げの答申がこれまで以上に求められている。

- 3 一方で、最低賃金の引上げにあたっては、現実に労働者に賃金を支払っている事業者、特に中小企業に対する手厚い支援が必要不可欠である。

厚生労働省が実施する最低賃金引上げのための支援策である事業者に対する業務改善助成金の制度は、実際に支援されるか不透明なまま、事業者が設備投資を行わなければならない、利用数が伸びない状況が続いている。我が国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げながら、円滑に事業を継続できるように、現在の「業務改善助成金」制度に加え、社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料や税の負担軽減策などの支援策が直ちに必要である。

- 4 以上のとおり、当会は、中央最低賃金審議会に対し、目安制度によらない地域別最低賃金の大幅な引上げを地方最低賃金審議会に促すこと、兵庫県地方最低賃金審議会に対し、大幅な最低賃金の引上げを行うことをそれぞれ求めるとともに、厚生労働省に対し、最低賃金引上げに伴う中小企業に対する十分な支援を直ちに講じるように求める次第である。

以 上



兵労発基 0719 第 1 号
令和 6 年 7 月 19 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野 巨利 殿

兵庫労働局長
赤松 俊彦

兵庫県塗料製造業最低賃金ほか 6 件の改正決定の
必要性の有無及び改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、下記 1 から 7 の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 兵庫県塗料製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 5 号）
- 2 兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 6 号）
- 3 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 7 号）
- 4 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 10 号）
- 5 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 4 号）
- 6 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 3 号）
- 7 兵庫県自動車小売業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 2 号）